

組合員になれる皆様へ

I. 組合員について

1. 加入資格

- (1) 当組合の地区内に住所または居所を有する方
- (2) 当組合の地区内において事業を行う小規模の事業者
- (3) 当組合の地区内において勤労に従事する方
- (4) 当組合の地区内において事業を行う事業者の役員および当組合の役員

ただし、(1) または (2) に掲げる方にあつては、その常時使用する従業員の数が300人（卸売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については100人、小売業を主たる事業とする事業者については50人）を超え、かつ法人についてはその資本の額または出資の総額が3億円（卸売業を主たる事業とする事業者については1億円、小売業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円）を超える事業者を除きます。

(注) ただし書きに規定する事業者であっても、中小企業等協同組合法第7条第2項に掲げる小規模の事業者は組合員となることができます。

2. 加入手続

- (1) 加入申込書の当組合への提出



※法人・組合等の場合は、上記出資加入申込書のほか、現在事項全部証明書等または定款または規約・寄付行為を添付して下さい。

- (2) 出資金の払込



※出資金の払込は、引受出資金額全額を一括でお支払いください。
(分割での払込は受付しておりません。)

- (3) 組合加入

※相続による加入

死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する方が、組合員死亡の日から3カ月以内に相続による加入手続をした場合には、相続開始時に組合に加入したとみなして、被相続人の出資持分について、当組合に対する権利及び義務を承継します。相続人が複数いるときは、相続届に他の相続人全員の署名捺印をもって選出された1名に限り相続加入の手続をとります。

相続人がその相続加入を欲しないときは、法定脱退の手続をとります。ただし、相続人が多数の場合は、選出された代表者をもって法定脱退の手続をとります。

3. 組合員の義務

- (1) 出資義務

① 組合員は出資1口(100円)以上を有し、一組合員が取得できる出資口数は、当組合の出資総口数の100分の10までとなっております。

② 組合員には、引受出資口数を限度として当組合に対する責任が生じます。

(注) 責任とは、当組合の財産上の出捐義務に係る組合員の責任〈損失額支払い義務〉であり、当組合の債権者〈=預金者〉に対するものではありません。

(2) 届出義務

以下の事項が発生した場合は速やかに届け出なければなりません。

- ①組合員が死亡等によりその組合員たる資格を失ったとき
- ②その氏名(または商号)および住所等を変更したとき
- ③法人の場合、その事業の種類および常時従業員数、資本の額または出資の総額を変更したとき

4. 組合員の権利

組合員は以下の自益権および共益権を保有します。

- (1) 自益権…組合員が経済的利益を直接享受できることを内容とし、個々の組合員が単独で行使することができるものです。

組合事業利用権、剰余金配当請求権、残余財産分配請求権、持分払戻請求権 等

- (2) 共益権…組合員が組合の業務に関与することを内容とし、組合員が単独で行使できる単独組合員権と、一定数の組合員が共同することにより行使できる少数組合員権があります。

①単独組合員権：議決権および選挙権、定款・規約・議事録・組合員名簿・決算関係書類の閲覧請求権、等

②少数組合員権：役員改選請求権、総代会招集請求権、総代会招集権、会計帳簿等の閲覧謄写権 等

(注)総代会等における議決権および請求権は引受出資金額の多寡にかかわらず組合員一人につき1票(ロッチデールの原則)となっています。

5. 組合員の脱退

脱退には、以下の自由脱退および法定脱退があります。

- (1) 自由脱退…あらかじめ(当該事業年度末の90日前まで)書面で申請したうえで、本人の都合により脱退可能です。(脱退申請後も、当該事業年度末までは組合員としての権利と義務は有します。)
- (2) 法定脱退…地域外移転等による組合員の資格喪失、死亡、解散、除名などの法定脱退事由が発生した場合には、本人の意思にかかわらず、直ちに組合員としての権利(持分払戻請求権を除く)および義務を喪失します。

II. 出資金について

1. 出資金の払込み

- (1) 組合員は、1口(100円)以上の出資を行わなければなりません。
- (2) 組合員は、事業の休止および事業の一部廃止をしたとき、又はその他やむを得ない事由があると当組合が認めたときには、当組合の承諾(当該事業年度末から起算して90日前まで申請手続要)を得て、その出資口数を減少させることができます。
- (3) 出資金を払込むと、「(普通)出資証券」を発行します。この「(普通)出資証券」は質入れすることはできません。
- (4) 出資金は、預金と違いますので預金保険の対象ではありません。

2. 出資金の譲渡・譲受(相続以外)

- (1) 出資金の譲渡は、当組合の承諾(譲渡申請手続による)を得て、他の組合員または組合員の資格を持つ方に譲渡することができます。
- (2) 出資金の譲受については、組合員である方は当組合の承諾(譲受届出手続きによる)を得て、また組合員でない方は当組合の所定の加入手続を経たうえで、当組合の承諾(譲受届出手続きによる)

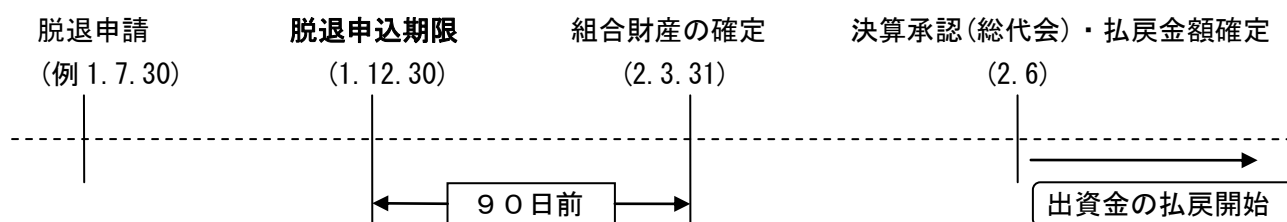
を得て、譲受することができます。

3. 出資金の払戻し

(1) 組合員が脱退または出資金を減少させるにあたっては、出資金の払戻請求を行うことができます。

(2) 払戻金は、預金の場合のように即時には行われなく、請求手続き時期によっては1年以上かかる場合もあります。

例：令和1年7月30日に脱退申請をすると、当該組合員の出資金の払戻額は、その事業年度末、つまり令和2年3月末の組合財産によって定まります。また、出資金の払戻手続は、その後の令和2年6月に開催される総代会の承認を得てから行いますので、組合員への返金はその総代会終了後になります。



(注) 1. 当組合に債務がある場合、その債務を完済するまでは脱退した組合員に対し、出資金の払戻しを停止することがあります。

2. 払戻金額は当該事業年度末の当組合の財産状況を基準に決定されるので、その財産状況によっては出資金全額の出資金の払戻しを受けられない恐れがあります。

3. 自由脱退および法定脱退による持分出資口数の払戻請求権の時効は、2年となっています。

4. 配当金

(1) 当組合の年度決算の結果、剰余金が生じたときには、総代会の承認を得て、当該事業年度末の組合員の方々へ出資額に応じた配当金を支払います。

(2) 当該事業年度の途中で加入(増額・譲受含む)した組合員の方には、その出資金の加入期間に応じた配当金を支払います。また、年度途中で法定脱退(譲渡含む)した組合員の方には、配当を行いません。

(3) 配当金には、所得税が掛かります。また、所得税法(配当控除)や法人税法(受取配当金の益金不算入)上の特典があります。

(注) 配当金に対する「剰余金配当請求権」の時効は、10年となっています。

お問い合わせ先

大分県信用組合

TEL. 097-534-8200

FAX. 097-534-1823

ホームページ <http://www.oita-kenshin.co.jp>